



目 次

規 則	ページ
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	1
◎特別保護地区の指定 ( " )	2
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 ( " )	2
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	3
入札公告	
○一般競争入札(高知県庁本庁舎で使用 する電気の購入)の公告 (管 財 課)	3
○一般競争入札(高知県庁西庁舎で使用 する電気の購入)の公告 ( " )	4
○一般競争入札(室戸高等学校外42校で 使用する電気の購入)の公告 (会計管理課)	5
○一般競争入札(高知県警察本部庁舎で 使用する電気の購入)の公告 (警察本部会 計課)	6

規 則

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年8月29日  
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第100号

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

高知県災害救助法施行細則(昭和23年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6を次のように改める。

- 6 被災した住宅の応急修理
- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
- ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。
- イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出することができる費

用は、1世帯当たり5万円以内とする。

ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第573号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した琴ヶ浜鳥獣保護区、白髪鳥獣保護区、筆山鳥獣保護区、宇佐鳥獣保護区及び入野浜鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和5年8月29日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間
琴ヶ浜鳥獣保	安芸市穴内の国道55号の穴内橋西詰めを起点とし、同所から穴内川右岸を	令和5年11月15日から

護区	南進し同川河口の満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し香南市と安芸郡芸西村との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進し同国道に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和15年11月14日まで
白髪鳥獣保護区	長岡郡本山町の嶺北森林管理署管轄国有林22林班、24林班、28林班、39林班、40林班及び43林班(これらの林班内の民有地を含む。)の全区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで
筆山鳥獣保護区	高知市天神町の県道梅ノ辻朝倉と市道潮江2号線との交点を起点とし、同所から同市道を南東進し市道潮江4号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道潮江8号線との交点に至り、同所から同市道を南進し同市深谷町の浦戸湾鳥獣保護区の区域界との交点に至り、同所から同区域界を西進し市道鴨田138号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道鴨田2号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道潮江1号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し国道56号との交点に至り、同所から同国道を東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで
宇佐鳥獣保護区	土佐市宇佐町井尻の南無妙ヶ岩を起点とし、同所から満潮位の海岸線を南東進し竜岬、白ノ鼻及び高地谿を経て同市と須崎市との境界に至り、同所から同境界を北西進し浦ノ内湾の満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を北進し小宇津賀鼻を経て更に東進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで
入野浜鳥獣保護区	幡多郡黒潮町の四万十森林管理署管轄国有林104林班(同林班内の民有地を含む。)の全区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで

**高知県告示第574号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をするので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該特別保護地区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和5年8月29日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間
白髪特別保護地区	長岡郡本山町の嶺北森林管理署管轄国有林24林班に小班、ほ小班、へ小班及びと小班の全区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで

**高知県告示第575号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和5年8月29日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
伊尾木特定猟具使用禁止区域（銃）	安芸市河野の国道55号の河野橋と河野川との交点を起点とし、同所から同川を南西進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を北西進し伊尾木川河口に至り、同所から同川左岸を北東進し同国道の伊尾木川橋東詰めに至り、同所から同国道を西進し県道宮ノ上川北との交点に至り、同所から同県道を北進し市道西ノ島中村線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道奈比賀川北との接点に至り、同所から同県道を北東進し	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器

	市道加曾家線との接点に至り、同所から同市道を北東進し県道大久保伊尾木との接点に至り、同所から同県道を南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域		
花の公園特定猟具使用禁止区域（銃）	香美市香北町美良布の国道195号と川上谷川との交点を起点とし、同所から同川を南進し西谷との接点に至り、同所から同谷を南西進し寺川との接点に至り、同所から同川を北北西進し同国道との交点に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器
須江特定猟具使用禁止区域（銃）	香美市土佐山田町須江の県道前浜植野と土生川との交点の土生川橋北詰めを起点とし、同所から同川右岸を南西進し南国市と香美市との境界に至り、同所から同境界を西進及び北進し同市土佐山田町上改田の四国電力株式会社の立田送電線の直下に至り、同所から同送電線の直下を東進し同市土佐山田町新改の渡川との交点に至り、同所から同川左岸を南進し市道新改上改田線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道繁藤西町との接点に至り、同所から同県道を南進し県道前浜植野との接点に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器
十市特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市浜改田の県道春野赤岡と市道本村南北線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し防潮堤に至り、同所から防潮堤を西進し高知市と南国市との境界に至り、同所から同境界を北進し十市鳥獣保護区の区境界	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器

	との交点に至り、同所から同区域境界を北東進及び北進し高知市と南国市との境界に至り、同所から同境界を北進し県道栗山大津との交点に至り、同所から同県道を南進し旧十市村と旧稲生村との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し市道南国114号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域		
芳原特定猟具使用禁止区域（銃）	高知市春野町西分の県道高知南環状と県道高知春野との交点を起点とし、同所から同県道を北進し四国電力株式会社の送電線の直下との交点に至り、同所から同送電線の直下を東進し坂本川に通ずる谷との交点に至り、同所から同谷を南進し同川に至り、同所から同川右岸を南東進し同川と本谷川との合流点に至り、同所から同右岸を南進し県道高知南環状との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器
波介川特定猟具使用禁止区域（銃）	土佐市新居の波介川河口の同川右岸の堤防と県道須崎仁ノとの接点（仁淀川河口大橋西詰め）を起点とし、同所から同県道を南西進し県道新居中島との接点に至り、同所から同県道を北西進及び北進し波介川左岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を北東進し国土交通省波介川水門管理所との接点に至り、同所から同管理所の敷地と民有地との境界を北東進し仁淀川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東進及び南進し夢渡し橋北詰めに至り、同所から同橋の延長線上と高知市と土佐	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器

	市の境界との交点に至り、同所から同境界を南東進し、波介川河口の同川左岸の堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東進し、河口潮止め堰左岸に至り、同所から同堰の堤防右岸に至り、同所から同堤防を南東進して起点に達する線に囲まれた区域		
桐見ダム特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡越知町桐見川の県道伊野仁淀と町道桐見ダム湖畔線との接点を起点とし、同所から同町道を南東進、南西進及び南進し中大平橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し同県道との接点（同橋北詰め）に至り、同所から同県道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器
虚空蔵山特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡佐川町東組字光岩の光岩を起点とし、同所から土佐市と同町との境界の山頂（標高519メートル）を見通す線を東進し同山頂に至り、同所から同境界を南進しシオリケ峠及び無線塔を経て須崎市と同町との境界の虚空蔵山三角点（標高674.2メートル）に至り、同所から同境界を南西進し無線塔に通ずる作業道との交点に至り、同所から同作業道を北西進し起点に通ずる谷との接点（通称グイミケ峠）に至り、同所から同谷を北進して起点に達する線に囲まれた区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器
竹島特定猟具使用禁止区域（銃）	四十万市竹島の市道四十万農園線と竹島川右岸との交点（福満橋西詰め）を起点とし、同所から同右岸を北進し高知西南地区土地改良事業竹島換地工区の境界との交点に至り、同所から同境界を東進及び南進し市道四十万農園線との交点に至り、同	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器

	所から同市道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域並びに同市竹島の高知西南地区土地改良事業竹島換地工区の区域		
布本城池特定猟具使用禁止区域（銃）	宿毛市平田町戸内の布本城池の区域	令和5年11月15日から令和15年11月14日まで	銃器

**高知県告示第576号**

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。  
令和5年8月29日

高知県知事 濱田 省司

高岡郡佐川町永野字横田1250番1地先から字芝ノ端1210番1地先に至る延長497メートルの道

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。  
令和5年8月29日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
高知県庁本庁舎で使用する電気 一式
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期間  
令和6年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで
- (4) 購入物品の納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前

にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県総務部管財課  
電話番号088-823-9322
- (2) 入札説明書の交付方法  
ア 手渡しによる交付の場合  
令和5年8月29日（火）から同年9月22日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。  
イ ダウンロードによる交付の場合  
令和5年8月29日午前9時から同年9月22日午後5時までの間に高知県総務部管財課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/>）で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所  
入札書を令和5年10月17日（火）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は郵送（簡易書留に限る。）に

<p>より提出すること。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和5年10月20日(金)午前9時 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年9月22日午後4時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間に、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年9月15日(金)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資</p>	<p>格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Government, Main Building</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Friday 22 September 2023</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive at the division noted in (4) by 5:00 P.M. on Tuesday 17 October 2023</p> <p>(4) Contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9322</p> <p>(5) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 令和5年8月29日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品の名称及び数量 高知県庁西庁舎で使用する電気 一式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 購入物品の納入期間 令和6年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで</p> <p>(4) 購入物品の納入場所 入札説明書による。</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者</p>	<p>であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県総務部管財課 電話番号088-823-9322</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和5年8月29日(火)から同年9月22日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 令和5年8月29日午前9時から同年9月22日午後5時までの間に高知県総務部管財課のホームページ(<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/</a>)で交</p>
---	---	---

<p>付する。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所 入札書を令和5年10月17日(火)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和5年10月20日(金)午後1時 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年9月22日午後4時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。 (6) 手続における交渉の有無 無 (7) 契約書作成の要否 要 (8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この</p>	<p>一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年9月15日(金)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Government, West Building (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Friday 22 September 2023 (3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive at the division noted in (4) by 5:00 P.M. on Tuesday 17 October 2023 (4) Contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9322 (5) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 令和5年8月29日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 購入物品の名称及び数量 室戸高等学校外42校で使用する電気 一式 (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。 (3) 購入物品の納入期間 令和6年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで (4) 購入物品の納入場所 入札説明書による。 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説</p>	<p>明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。 (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局会計管理課 電話番号088-823-9873 (2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和5年8月29日(火)から同年9月14日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合</p>
---	--	--

<p>令和5年8月29日午前9時から同年9月14日午後5時までの間に高知県会計管理局会計管理課のホームページ (<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180101/">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180101/</a>) で交付する。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所 入札書を令和5年10月5日(木)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和5年10月11日(水)午後2時 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年9月14日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間に、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。 (6) 手続における交渉の有無 無 (7) 契約書作成の要否</p>	<p>要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年9月8日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Muroto Prefectural High School and the other 42 prefectural high schools (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 14 September 2023 (3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive at the division noted in (4) by 5:00 P.M. on Thursday 5 October 2023 (4) Contact: Accounting Management Division, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9873 (5) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 令和5年8月29日 高知県警察本部長 清水 善弘</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 購入物品の名称及び数量 高知県警察本部庁舎で使用する電気 一式 (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。 (3) 購入物品の供給期間 令和6年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで</p>	<p>(4) 購入物品の供給場所 高知県警察本部 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。 (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部警務部会計課</p>
--	---	--

<p>電話番号088-826-0110（内線2252）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 手渡しによる交付の場合 令和5年8月29日（火）から同年9月20日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 令和5年8月29日午前9時から同年9月20日午後5時までの間に高知県警察本部入札情報のホームページ（<a href="http://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/keimu/kaikei/nyuusatu/nyuusatu.html">http://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/keimu/kaikei/nyuusatu/nyuusatu.html</a>）で交付する。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所 入札書を令和5年10月6日（金）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和5年10月12日（木）午後5時</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第3会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年9月20日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲</p>	<p>内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手續における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年9月1日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Police Headquarters</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 20 September 2023</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive at the division noted in (4) by 5:00 P.M. on Friday 6 October 2023</p> <p>(4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(5) Others: As in the tender documentation</p>	
--	---	--